

ルーテル学院大学

学 則

(2023 年 4 月 1 日より施行)

ルーテル学院大学学則

第1章 総 則

第1条 本大学は、ルーテル学院大学と称する。

第2条 本大学は、キリスト教に基づき人格の形成を図り、教育基本法及び学校教育法によりキリスト教学、社会福祉学、臨床心理学及びこれに関係のある科目を教授研究し、キリスト教、社会福祉、臨床心理の分野の専門家養成することを目的とする。

2 本大学は、本大学の教育研究水準の向上を図り、前条の本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

3 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を別に定める。

第3条 本大学に総合人間学部を置く。

2 同学部に人間福祉心理学科を置く。

第4条 本大学は、学生に規定の課程を修めさせるほか、学校内において礼拝を行い、また随時修養会などを開く。

2 本学は、学生が各自教会において教会生活を行うことを勧める。

第2章 学年、学期及び休日

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

第7条 本大学の休業日は次の通りとする。

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日

③ 創立記念日（9月27日）

④ 夏期休業 8月上旬より9月中旬まで

⑤ 冬期休業 12月下旬より翌年1月5日まで

⑥ 春期休業 2月中旬より3月31日まで

2 学長が特に必要と認めたときは、前項の休日を随時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

第3章 学 生 定 員

第8条 毎年入学させる学生の定員、及び学部を通じての収容定員は次の通りとする。

	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人間福祉心理学科	90名	20名	400名

第4章 修業年限及び在学年限

第9条 学部の修業年限は、4年とする。

ただし、学生が諸般の事情により、上記の修業年数を超えて履修することを希望する場合

は長期履修学生としてこれを認めることができる。長期履修学生制度については別に定める。

第 10 条 学生は、8 年を越えて在学することができない。

ただし、第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定によって入学した学生は第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項によって定められた在学すべき年数の 2 倍を越えて在学することができない。

第 5 章 教育課程及び履修方法

第 11 条 授業科目を分けて教養科目、専門科目とし、各々必修科目、選択科目（選択必修科目を含み、卒業必要単位に算入される科目）、自由科目（卒業必要単位に算入されない科目）に分類される。授業科目、単位、必修科目・選択科目・自由科目の区分については、別表 1（授業科目表）に掲げる通りとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、第 2 項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算することを原則とする。

① 講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学習を必要とすることを考慮し、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

② 演習については、教室内における 1 時間ないし 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学習を必要とすることを考慮し、15 時間ないし 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

③ 実験、実習、及び実技については、45 時間の実験または実習をもって 1 単位とする。

5 本学において社会福祉士受験資格を得ようとする者は、厚生労働大臣の指定する「社会福祉士に関する科目」を履修しなければならない。本学における科目名及び単位数、時間数、履修方法については別表 3（社会福祉士に関する科目及び履修表）に定める。

6 本学において公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法施行規則第 1 条で定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」を履修しなければならない。本学における科目名及び単位数、時間数、履修方法については別表 4（公認心理師となるために必要な科目及び履修表）に定める。

第 12 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたることを原則とする。

第 13 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、学長が教育上特別の必要があると認める場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第 14 条 学生が、卒業のために履修すべき必要単位数は、次の表に定める通りとする。各学科ごとの履修すべき単位数の詳細については、別表 2（履修表）に定める。

区 分	必要単位数 (総合人間学部共通)
教養科目	30 単位以上
専門科目	72 単位以上
(プラス)	(教養科目／専門科目の中から 必要に応じて)
合計	124 単位以上

- 2 前項の規定により卒業のために履修すべき必要単位数のうち、第11条第3項の授業の方法により修得した単位数は、60 単位を超えることができない。

第15条 学生は履修指導をうけ、毎学年最低20 単位以上最高48 単位以下を履修することを原則とする。なお、本学の定めるところにより、前学年度優秀な成績を修めた者は48 単位を超えて履修科目の登録を認めることができる。

- 2 教育上有益と認める時は、他の大学との協議に基づき学生に当該他大学の授業を履修させることができる。これにより履修した授業科目の単位については、教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位のうち60 単位を限度としてこれを認めることができる。

- 3 本大学との協定・協議の成立している外国の大学の留学に関しては本条第2項を適用することができる。

第16条 教育上有益と認める時は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他、文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位としてこれを認めることができる。

- 2 前項により認めることができる単位数は、前条第2項により認める単位数と合わせて60 単位を超えないものとする。

第17条 教育上有益と認める時は、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第57条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位としてこれを認めることができる。

- 2 教育上有益と認める時は、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位としてこれを認めることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は認めることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて60 単位を超えないものとする。

第6章 単位認定及び卒業

第18条 単位の認定は、試験もしくはそれに代わる方法によってこれを行う。

特に定めないかぎり、授業時間数の3分の1以上を欠席した科目については、受験資格を失う。

第19条 成績は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

- 2 授業科目を履修し、試験に合格した者に単位を与える。

- 3 同一学年の在学は、通算2年間までとする。ただし、年度の途中で通算2年間に達する場合は、教授会の審議を経て年度末まで在学を認めることができる。
- 第20条 本大学に4年以上在学し、第14条に定めるところにより124単位以上を修得したものは、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書及び学士の学位を授与する。
- 2 卒業期は、毎学年の終わりとする。
- ただし、特別な事情がある場合、前項に定める卒業要件を満たしていると認定されたものについて、教授会の審議を経て、学長が前期末の卒業を認めることができる。
- 第21条 前条の規定により学長が授与する学士の学位は次のとおりとする。なお、学位授与に関しては別途、学位規程に定める。

人間福祉心理学科	学士（総合人間学）
----------	-----------

第7章 入学、休学、退学及び除籍

- 第22条 本大学に入学できる者は、次の各号の1に該当し、入学試験に合格した者とする。
- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する教育を修了した者を含む）
 - ③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
 - ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ⑤ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑥ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑦ その他大学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 第23条 他の大学から転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上相当年次に転入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により転入学を許可された者の他の大学ですでに履修した授業科目及び単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。
- 第24条 次の号の1に該当する者が、本学に編入学を志願するときは、欠員がある場合に限り、選考の上相当年次に編入学を許可することがある。
- ① 大学を卒業した者又は退学した者
 - ② 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - ③ 外国において相当する学歴を有する者
- 2 前項の規定により編入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。
- 第25条 入学期は毎学年の始めとする。
- ただし、特別の事情のある場合、教授会の審議を経て、学長が後期の始めに入学を許可す

ることができる。

第 26 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行なう。

第 27 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、直ちに保証人を定め、身元保証書、誓約書その他所定の書類を提出し、入学金を指定の期日までに納入しなければならない。

2 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた留学生は、前項に定められた書類に加えて、留学生ビザの写しを提出しなければならない。

3 学長は、前 2 項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 28 条 保証人は、本人在学中に関わるいっさいの事件につきその責に任じ、本人の父母又はこれに代わるべき者でなければならない。

2 本大学の専任教職員は、学生の保証人になることができない。

第 29 条 保証人が死亡または前条の要件を欠いたときは、遅滞なくこれを改め、新しく保証人を定め、身元保証書を提出しなければならない。

第 30 条 疾病、その他やむを得ない事由により満 2 ヶ月以上欠席しようとするときは、その事実を証明する書面を添え、保証人の連署をもって願い出て許可を受け、休学することができる。休学期間は連続 2 年、通算 3 年を超えることができない。なお、休学期間は在学年数に算入しない。

2 休学期間中であっても、その事由がやんだ時は、学長に届け出て復学することができる。

3 外国の大学等への留学については、本大学における学籍上の扱いを休学とする留学及び在学のままとする留学（以下在学留学という）の 2 種とする。

4 本大学との協定・協議の成立している外国の大学等への留学に関しては、学生が事前に申告をし、教授会の審議を経て、学長が本人の教育上有益であると認める場合、これを在学留学として許可をすることができる。

5 在学留学の許可を受けた者については、許可を受けた期間のうち 1 年を限度として本大学における在学年数に算入する。

6 在学留学の運用及び在学留学中に学生が納める学生納付金の額については、細則を別に定める。

第 31 条 疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書その他事由を明らかにした書面を添え、保証人連署をもって願い出て許可を受けなければならない。

第 32 条 正当な理由により退学した者が再入学を志願したときは、教授会の審議を経て学長がこれを許可することがある。

第 33 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の審議を経て学長がこれを除籍する。

- ① 学費の納入を怠たり、催告をうけてもなお納付しない者
- ② 第 10 条に定める在学年数を超えた者
- ③ 第 30 条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
- ④ 長期間にわたり行方不明な者

第 8 章 入学検定料および学生納付金

第 34 条 入学検定料及び学生納付金の額は、別表 6（入学金、授業料、その他納付金）に定めるところによる。

- 2 第9条、第23条第2項及び第24条第2項によって定められた在学すべき年数を越えて在学する学生は、在学すべき年数を超えた年度以降、その年度の入学者に定められた学生納付金の金額を納めなければならない。

第35条 学生納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

- ① 前期又は後期中途において入学した者は、入学した月の属する学期分の学生納付金を入学した月に納めなければならない。
 - ② 学年の途中で卒業する者は、卒業する日の属する期末までの学生納付金を納めるものとする。
 - ③ 第39条の規定により前期又は後期中途で退学処分とされた者又は第33条の規定により除籍された者（第33条第1号の者は除く）の当該学期分の学生納付金は、これを返還しない。
 - ④ 上記以外の理由で前期又は後期中途で退学した者の入学金を除く学生納付金は、在籍した月までの月割りの金額とする。
 - ⑤ 停学期間中の学生納付金は、これを徴収する。
 - ⑥ 学期開始日の翌日以降から休学を許可され又は命じられた者は、休学を開始する日の前日の属する月までの、入学金を除く学生納付金を月割りで納入しなければならない。
また休学中の休学在籍料を除く学生納付金は免除され、別表に定める休学在籍料を月割りで納入しなければならない。
 - ⑦ 復学した者は、復学した月以降の当該年度の学生納付金を月割りで納入しなければならない。
- 2 学生納付金（履修者のみが納付するものを除く）は特別な許可を要せず前期・後期の2期分割納入を認める。
- 3 特別の事由により学生納付金（履修者のみが納付するものを除く）について所定期日までに納入の困難な者には、願いにより学長決裁を経て、分納もしくは延納を許可することができる。

第36条 すでに納入した入学検定料、入学金はこれを還付しない。

ただし、入学を許可された者のうち所定期日までに入学を辞退する者に対しては、入学金を除く学生納付金を返還する。

第9章 賞 罰

第37条 学生で特に賞揚に価する業績のあった者は、これを表彰することがある。

第38条 学生で本学の規則にそむき、また学生の本分に反する行為のあったときは懲戒する。懲戒は譴責、停学及び退学とし、懲戒に関する規程は別に定める。

第39条 次の各号の1に該当するものに対しては、退学の処分を行なう。

- ① 素行の不良の者
- ② 学業を怠り成業の見込みのない者
- ③ 正当の理由がなくて出席の常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他本学の学生としての本分に反した者

第40条 学生の賞罰は、教授会の審議を経て学長が行う。

第10章 大学組織

- 第41条 本大学に学長を置く。
学長は校務をつかさどり所属職員を統監する。
- 第42条 総合人間学部で学部長を置く。
学部長は学部に関する校務をつかさどる。
- 第43条 人間福祉心理学科に学科長を置く。
学科長は、学部長の職務を助け、当該学科の運営に関する校務を整理する。
- 第44条 本大学に一定数の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他を置く。
教授、准教授及び専任講師は、担当学科目の教授研究に任じ、学生の指導にあたる。
助教は、教授、准教授及び専任講師のもとに担当学科目の教授研究に任じ、学生の指導にあたる。
助手は、教授、准教授、専任講師及び助教のもとに研究教育の補佐業務にあたる。
非常勤講師は、嘱託を受けた学科目の講義を担当する。
- 第45条 事務職員は、学務の処理、会計、経理、学生の福利厚生などに関する諸般の事務をとる。

第11章 教授会

- 第46条 本学に教授会を置き、学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって組織する。
- 第47条 教授会は、必要に応じ学長がこれを招集し、その議長となる。
- 第48条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立し、出席者の過半数で議決する。
- 第49条 教授会は次の事項を審議しそれを学長が決定する。ただし重要な事項については学長が理事会に提案する。
- ① 学生の入学、卒業および課程の修了
 - ② 学位の授与
 - ③ 教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
- 2 教授会に関する規程は別に定める。
- 第50条 学長は、必要があると認めたときは他の職員を教授会に列席させることができる。ただしこの職員は発言権は有するが投票権は有しない。
- 第51条 本学に功があり、また学術上功績ある者には、名誉教授の称号を与えることができる。
なお、称号授与に関しては別途名誉教授規程に定める。

第12章 付属施設

- 第52条 本大学に図書館を設け、教職員、学生及び校友の研究に備える。
- 第53条 図書館に図書館長を置き、原則、教授をもってこれにあて、司書をして必要な事務にあたらせる。
- 2 図書館に関する規程は別に定める。
- 第54条 本大学に次の付属研究所およびセンターを設け、研究にあたらせ、教育に資する。
- ① ルター研究所
 - ② コミュニティ人材養成センター
- 第55条 研究所及びセンターにそれぞれ長を置き、原則、教授をもってこれにあて、所員、研究員等をして研究・教育に、事務職員をして必要な事務にあたらせる。

2 研究所およびセンターに関する規程はそれぞれ別に定める。

第 13 章 科目等履修生

第 56 条 授業科目中の 1 科目または数科目の聴講を希望する者に対しては、教授会の審議を経て学長が科目等履修生として聴講を許可することがある。

第 57 条 科目等履修生として履修した学科目について、第 11 条、第 18 条、及び第 19 条の規定を適用して単位を与えることができる。ただし、科目等履修生としての期間は大学正規の在学年数として換算することはできない。

第 58 条 科目等履修生が聴講科目の試験に合格したときは、請求により当該科目につき履修証明書を発行する。

第 59 条 科目等履修生は、本大学の諸規程に従わなければならない。

附則

- 1 本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 2 本学則は、その一部を改正し、昭和 46 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 3 本学則は、その一部を改正し、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 4 本学則は、その一部を改正し、昭和 51 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 5 本学則は、その一部を改正し、昭和 52 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 6 本学則は、その一部を改正し、昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 7 本学則は、その一部を改正し、昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 8 本学則は、その一部を改正し、昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 9 本学則は、その一部を改正し、昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 10 本学則は、その一部を改正し、1989 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 11 本学則は、その一部を改正し、1990 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 12 本学則は、その一部を改正し、1991 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 13 本学則は、その一部を改正し、1992 年 4 月 1 日からこれを施行する。
ただし、第 22 条については、1992 年 3 月 1 日からこれを施行する。
- 14 本学則は、その一部を改正し、1993 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 15 本学則は、その一部を改正し、1994 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 16 本学則は、その一部を改正し、1995 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 17 本学則は、その一部を改正し、1996 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 18 本学則は、その一部を改正し、1997 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 19 本学則は、その一部を改正し、1998 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 20 本学則は、その一部を改正し、1998 年 10 月 1 日からこれを施行する。
- 21 本学則は、その一部を改正し、1999 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 22 本学則は、その一部を改正し、2000 年 4 月 1 日からこれを施行する。
ただし、収容定員については、2000 年度より学年進行で増加する。
- 23 本学則は、その一部を改正し、2001 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 24 本学則は、その一部を改正し、2002 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 25 本学則は、その一部を改正し、2003 年 4 月 1 日からこれを施行する。

- 26 本学則は、その一部を改正し、2004 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 27 本学則は、その一部を改正し、2005 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 28 本学則は、その一部を改正し、2006 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 29 本学則は、その一部を改正し、2007 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 30 本学則は、その一部を改正し、2008 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 31 本学則は、その一部を改正し、2009 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 32 本学則は、その一部を改正し、2010 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 33 本学則は、その一部を改正し、2011 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 34 本学則は、その一部を改正し、2012 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 35 本学則は、その一部を改正し、2013 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 36 本学則は、その一部を改正し、2014 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 37 本学則は、その一部を改正し、2015 年 4 月 1 日からこれを施行する。

ただし第 3 条の規定にかかわらず、総合人間学部キリスト教学科、社会福祉学科、臨床心理学の学生が在籍する間は同学科を設置し、履修要件および授与する学位等に関しても従前の学則を適用する。

- 38 本学則は、その一部を改正し、2017（平成 29）年 4 月 1 日からこれを施行する。

ただし別表 5 の社会福祉実習費の改正については、2018 年度より適用する。

- 39 本学則は、その一部を改正し、2018（平成 30）年 4 月 1 日からこれを施行する。

ただし別表 1 に定める授業科目表のうち、今回の改正で新規に開講する科目及び科目名称変更科目については、2018 年 3 月までに入学し在籍する学生についても入学時の学則別表 1 の授業科目表に追加して履修を認める。

- 40 本学則は、その一部を改正し、2019 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 41 本学則は、その一部を改正し、2020 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 42 本学則は、その一部を改正し、2021 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 43 本学則は、その一部を改正し、2022 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 44 本学則は、その一部を改正し、2023 年 4 月 1 日からこれを施行する。

これにより、

別表 1 授業科目表

別表 2 履修表

別表 3 社会福祉士に関する科目及び履修表

別表 4 公認心理師となるために必要な科目及び履修表

別表 5 入学金、授業料、その他納付金

を付す。

別表 1 : 授業科目表

1. 教養 (Liberal Arts) 科目

◎印: 必修科目

無印: 選択科目

○印: 選択必修科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	必修/選択
教養科目群	総合人間学序論	2	◎
	キリスト教概論Ⅰ	2	◎
	キリスト教概論Ⅱ	2	
	社会福祉原論Ⅰ	2	◎
	社会福祉原論Ⅱ	2	
	心理学	2	◎
	心理学概論	2	
	コミュニケーションの演習	2	◎
	データサイエンス入門	2	◎
	フレッシュマンキャリアデザイン	2	
	社会人キャリアデザイン	1	
	キャリアデザイン基礎	2	
	キャリアデザイン実践	2	
	コンピュータ入門	2	
	データサイエンス基礎	2	◎
	視覚障害者PC入門	2	
	英語Reading	2	○
	英語Speaking/Listening	2	○
	英語Writing/Grammar	2	○
	英語Speaking/Listening演習	2	○
	英語特別演習 (Independent Study)	1	○
	ドイツ語初級Ⅰ	1	
	ドイツ語初級Ⅱ	1	
	日本語特講 (留学生)Ⅰ	1	
	日本語特講 (留学生)Ⅱ	1	
	憲法	2	
	権利擁護を支える法制度	2	
	社会学	2	
	社会学Ⅱ	2	
	環境学	2	
	文化史	2	
	文化人類学	2	
	中世史との対話	2	
	近世史との対話	2	
	教育学	2	
	教養としての哲学	2	
	哲学と論理	2	
	スポーツと健康 (体育実技を含む) A	2	
	スポーツと健康 (体育実技を含む) B	2	
	音楽の基礎	2	
	音楽の実際	2	
	備考		
	教養科目については必修科目および英語科目選択必修 (2単位) を含め30単位以上履修すること		

2. 専門科目

◎印：必修科目
無印：選択科目
○印：選択必修科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	必修/選択
社会福祉学系	社会福祉入門	2	
	社会福祉の基礎	2	
	ソーシャルワーク論Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク論Ⅲ	2	
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2	
	ソーシャルワーク論Ⅴ	2	
	高齢者福祉論	2	
	障害者福祉論	2	
	人体の構造と機能及び疾病	2	
	児童・家庭福祉論	2	
	地域福祉論Ⅰ	2	
	地域福祉論Ⅱ	2	
	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
	公的扶助論	2	
	更生保護制度論	2	
	福祉サービスの組織と経営	2	
	保健医療サービス	2	
	社会福祉調査	2	
	精神保健	2	
	社会福祉と国際協力	2	
	多文化ソーシャルワーク	2	
	地域支援技法Ⅰ	2	
	地域支援技法Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	○
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅵ	2	
	ソーシャルワーク・キャリアアップゼミ	2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	1	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	3	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	
	ソーシャルワーク現場体験実習	4	
	社会福祉特講	2	

科目区分	授業科目の名称	単位数	必修/選択
臨床心理学系	臨床心理フレッシュマンゼミ	2	○
	心理学的支援法	2	
	心理学統計法	2	
	臨床心理学概論	2	
	カウンセリング実技の基本	2	
	発達心理学	2	
	障害者・障害児心理学	2	
	関係行政論	2	
	心理学研究法Ⅰ（データ解析）	2	
	心理学実験	2	
	心理的アセスメント	2	
	心理学研究法Ⅱ（観察法・面接法・実験法）	2	
	公認心理師の職責	2	
	精神疾患とその治療	2	
	知覚・認知心理学	2	
	学習・言語心理学	2	
	感情・人格心理学	2	
	神経・生理心理学	2	
	社会・集団・家族心理学	2	
	産業・組織心理学	2	
	健康・医療心理学	2	
	福祉心理学	2	
	教育・学校心理学	2	
	司法・犯罪心理学	2	
	心理演習	2	
	心理実習Ⅰ	2	
	心理実習Ⅱ	2	
	心理検査技法演習	2	
	質問紙調査法	2	
	質的研究法	2	
	交流分析	2	
	精神分析学	2	
	サイコドラマⅠ	1	
	サイコドラマⅡ	1	
	サイコドラマⅢ	1	
	サイコドラマⅢ演習	1	
	卒業演習プレゼミナール	1	
	臨床心理英語論文読解	2	
	臨床心理特講（大学院進学支援講座）	1	

科目区分	授業科目の名称	単位数	必修/選択
人間学系	いのち学序説	2	
	人間学フレッシュマンゼミ	2	○
	旧約聖書精読	2	
	新約聖書精読	2	
	キリスト教の人間観Ⅰ	2	
	キリスト教の人間観Ⅱ	2	
	人間の尊厳と人権	2	
	生命倫理	2	
	いのちのキリスト教史	2	
	聖書に見るジェンダー	2	
	人間・いのち・世界	2	◎
	食といのちと環境	2	
	日本の宗教	2	
	世界の宗教	2	
	民俗学	2	
	美術史	2	
	キリスト教美術特講	2	
	キリスト教音楽実技Ⅰ	2	
	キリスト教音楽実技Ⅱ	1	
	キリスト教音楽実技Ⅲ	1	
	現代スピリチュアルケア序論	2	
	現代日本人のスピリチュアリティ	2	
	キリスト教とスピリチュアルケアの実践	2	
	ターミナルケアとグリーフワーク	2	
	子どものグリーフワークとプレイセラピー	2	
	保育原理と保育士の専門性	2	
	保育士特講Ⅰ	2	
	保育士特講Ⅱ	2	
	子どもと家族の心理福祉の諸課題	2	
	小児と高齢者の栄養	2	
	野外活動とキャンピング	2	
	卒業演習Ⅰ	2	
	卒業演習Ⅱ	2	
	卒業演習Ⅲ	2	
	卒業論文	4	
備考			
専門科目については ・「人間・いのち・世界」2 単位 必修 ・「ソーシャルワーカー演習Ⅱ」「臨床心理フレッシュマンゼミ」「ソーシャルワーク演習Ⅲ」より1科目2単位選択必修 以上を含め72単位以上を履修すること 教養科目および専門科目の必要単位数を含め124単位以上を履修すること。			

別表 2 : 履修表

人間福祉心理学科

分野	履修方法	単位数計
教養科目	必修単位 ・総合人間学序論(2単位) ・キリスト教概論Ⅰ(2単位) ・社会福祉原論Ⅰ(2単位) ・心理学(2単位) ・コミュニケーションの演習(2単位) ・データサイエンス入門(2単位) ・データサイエンス基礎(2単位) ・英語科目から2単位選択必修	
	を含めて、教養科目小計が、少なくとも	30単位
専門科目	必修単位 ・「人間・いのち・世界」(2単位) ・「ソーシャルワーカー演習Ⅱ」「臨床心理フレッシュマンゼミ」 「人間学フレッシュマンゼミ」から2単位を選択必修	
	を含めて、専門選択科目小計が、少なくとも	72単位
合計		
	全体として、少なくとも	124単位

別表3(社会福祉士に関する科目及び履修表)

本表に示す必修は社会福祉士受験資格取得に関わる区分である。
卒業要件についての区分は別表1による。

厚生労働省の定める科目名	本学における科目名	必修	単位数	時間数
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	必修	2	30
心理学と心理的支援	心理学	必修	2	30
社会学と社会システム	社会学	必修	2	30
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論I	必修	2	60
	社会福祉原論II	必修	2	
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査	必修	2	30
ソーシャルワークの基盤と専門職/ ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワーク論I	必修	2	30
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論II	必修	2	60
	ソーシャルワーク論III	必修	2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワーク論IV	必修	2	60
	ソーシャルワーク論V	必修	2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論I	必修	2	60
	地域福祉論II	必修	2	
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	必修	2	30
社会保障	社会保障論I	必修	2	60
	社会保障論II	必修	2	
高齢者福祉	高齢者福祉論	必修	2	30
障害者福祉	障害者福祉論	必修	2	30
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	必修	2	30
貧困に対する支援	公的扶助論	必修	2	30
保健医療と福祉	保健医療サービス	必修	2	30
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	必修	2	30
刑事司法と福祉	更生保護制度論	必修	2	30
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習I	必修	2	60
	ソーシャルワーク演習II	必修	2	
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習III	必修	2	120
	ソーシャルワーク演習IV	必修	2	
	ソーシャルワーク演習V	必修	2	
	ソーシャルワーク演習VI	必修	2	
	ソーシャルワーク演習VII	必修	2	
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導I	必修	2	135
	ソーシャルワーク実習指導II	必修	2	
	ソーシャルワーク実習指導III	必修	2	
	ソーシャルワーク実習指導IV	必修	2	
	ソーシャルワーク実習指導V	必修	1	
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習I	必修	4	240
	ソーシャルワーク実習II	必修	4	
合計				1245

別表 4 (公認心理師になるために必要な科目及び履修表)

本表に示す必修、選択必修の別は公認心理師受験資格取得に関わる区分である。
卒業要件についての区分は別表1による。

公認心理師法施行規則第1条で定める科目名	本学における科目名	必修又は選択	単位数	時間数
公認心理師の職責	公認心理師の職責	必修	2	30
心理学概論	心理学概論	必修	2	30
臨床心理学概論	臨床心理学概論	必修	2	30
心理学研究法	心理学研究法Ⅰ(データ解析)、 心理学研究法Ⅱ(観察法・面接法・実験法)	必修	4	60
心理学統計法	心理学統計法	必修	2	30
心理学実験	心理学実験	必修	2	30
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	必修	2	30
学習・言語心理学	学習・言語心理学	必修	2	30
感情・人格心理学	感情・人格心理学	必修	2	30
神経・生理心理学	神経・生理心理学	必修	2	30
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	必修	2	30
発達心理学	発達心理学	必修	2	30
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	必修	2	30
心理的アセスメント	心理的アセスメント	必修	2	30
心理学的支援法	心理学的支援法	必修	2	30
健康・医療心理学	健康・医療心理学	必修	2	30
福祉心理学	福祉心理学	必修	2	30
教育・学校心理学	教育・学校心理学	必修	2	30
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	必修	2	30
産業・組織心理学	産業・組織心理学	必修	2	30
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	必修	2	30
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	必修	2	30
関係行政論	関係行政論	必修	2	30
心理演習	心理演習	必修	2	30
心理実習	心理実習Ⅰ，心理実習Ⅱ	必修	4	80
合計				830

別表 5 : 入学金、授業料、その他納付金

1. 2023年度入学者に係わる学生納付金（年額）

授業料	880,000 円
入学金	200,000 円（入学時のみ納付）
施設費	250,000 円
設備費	100,000 円
休学在籍料	150,000 円

2. 2023年度履修登録に係わる学生納付金（年額）

音楽実技指導費（ピアノ、リードオルガン）	80,000 円
音楽実技指導費（パイプオルガン）	100,000 円
社会福祉実習費（1 単位につき）	10,000 円
心理実習費（1 単位につき）	10,000 円

3. 2023年度に実施する2024年度入学試験に係わる納付金

入学検定料	35,000 円
但し、一般選抜スカラシップ型25,000円、 大学共通テスト利用型15,000円とする。	

4. 2023年度科目等履修生聴講料

単位数に関わりなく、週 2 時間の授業 1 学期（15 コマあたり）で

	25,000 円
聴講選考料	5,000 円

但し、ルーテル学院大学大学院在学学生及び日本ルーテル神学校在学学生については聴講料及び聴講選考料を免除する。また、上記 2 の学生納付金は別途徴収する。

5. 再入学者及び本学卒業生の学士入学者については、その経済的負担を軽減するために、学生納付金のうち入学金を免除する。

6. 本学卒業生で、社会福祉士・公認心理師受験資格受験資格取得のために、本学に編入学しようとする者には、その経済的負担を軽減するために、別に定める内規により、学生納付金を減免することができる。

7. 別表 5 における年度は、学則改定がない場合は、更新して適用される。